

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成28年12月14日(水) 13:03～15:34

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

松尾 勇臣 委員長

川口 延良 副委員長

池田 慎久 委員

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席議長 川口 正志 議長

出席理事者 森田 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

参考人 上森 奈良県信用保証協会会長

傍聴者 1名

議 事

(1) 12月定例県議会提出議案について

(付託議案)

議第93号 平成28年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(経済労働委員会 所管分)

議第97号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(経済労働委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○松尾委員長 それでは、ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本日の欠席はございません。

本日、当委員会に対して、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室をしてい

たきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室をしていただきますので、ご承知ください。

11月30日付で理事者に異動がありましたので、福谷農林部長に関係課長の紹介をお願いいたします。

○福谷農林部長 紹介をさせていただきます。辻本マーケティング課長でございます。

○辻本マーケティング課長 辻本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○松尾委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告については、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明をお願いします。

○森田産業・雇用振興部長 それでは、ただいまから付託議案、産業・雇用振興部に係ります分を説明します。

資料「平成28年12月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、2県内就業の促進として、新規事業のふるさとワーキングホリデー事業です。これは国の平成28年度第2次補正予算において事業化された国内版ワーキングホリデーというものですが、都市部の大学生など、次代を担う若者を対象として、一定期間県内に滞在してもらい、地場産業、観光業など地域に密着した奈良らしい企業で働きながら、地域との交流を図ったり、奈良の魅力について知っていただいたりして、将来的には県内へのUターン、あるいはU・I・Jターンにつなげていこうという取り組みです。

6ページ、8安全・安心の確保として、中小企業会館耐震化事業です。こちらは年度内の執行を予定したところ、入札が不調となったため、工程の変更を行うとともに、それに伴う労務単価の見直しを行い、その結果、耐震化の事業費について平成28年度当初予算額では1億1,770万円を、291万6,000円増として、1億2,061万6,000円となることから、増額補正をお願いするとともに、10ページに記載のとおり、入札手続不調で不測の日数を要したことにより、繰越明許費補正をあわせてお願いするもの

です。

9 ページ、12 その他として、給与改定に伴う増額です。平成28年の奈良県人事委員会勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することで増額となる9億9,927万8,000円のうち、産業・雇用振興部に関するものは932万円余です。

続いて、資料「平成28年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の20ページ、議第97号、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例です。

平成28年5月の第6次地方分権一括法の公布により、工場立地法が改正され、町村部における特定工場の新設の届出の受理等に係る事務処理権限が、都道府県から町村に一括して移譲されることとなりました。このため、これまで先行して川西町にのみ当該事務を委任する旨を定めている現行条例、22ページに記載の別表第1の16に川西町への先行した委任の旨が定めてありますが、その規定を削除するものです。先行したものは削除して、一括に移譲されているということで手続を整理するものです。なお、施行期日については、改正工場立地法の施行日と同日付の平成29年4月1日を予定しています。

以上で産業・雇用振興部所管の平成28年12月定例県議会提出予定議案についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○福谷農林部長 平成28年12月定例県議会に提出議案のうち、農林部に関するものをご説明します。

資料「平成28年12月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、4農・畜産・水産業の振興、新規事業の中山間地域所得向上支援事業です。中山間地域における意欲ある農業者等の所得向上を目的として、国の補正予算を活用して収益性の高い農産物に係る生産、販売等の取り組みを支援するため、9,300万円余の補正をお願いをするものです。

NAFICを核とした賑わいづくり事業ですが、NAFIC、なら食と農の魅力創造国際大学の機能強化と地域の活性化にも寄与することを目的として、同じく国の補正予算を活用して用地取得費や造成設計費等に要する費用として、9,300万円の補正をお願いをするものです。

少しお時間をいただき、主な内容についてご説明します。

具体的な内容としては、セミナールーム、ゲストルームやシェアルームなどの機能を有し、多くの方が利用できるようにするものです。建設予定地は、現NAFICの南側の約1万2,500平方メートルの土地です。

セミナールームでは、NAFIC等が主催する多彩な国際会議、研修会、農業体験プロ

グラム、就農体験プログラムのほか、アグリマネジメント学科の学生が育てた野菜をフードクリエイティブ学科の学生が料理して宿泊客に提供するといった食と農の連携の実践などに取り組んでまいりたいと考えています。特に国際会議については、先日の代表質問で知事答弁にもありましたが、アスペン研究所の国際級の会議やスイスのダボスで開催されているような、高度で集中した国際会議などの誘致も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えています。

ゲストルームについては、こうしたプログラムの講師や遠方からご参加いただいた方々の宿泊に対応するものです。

また、シェアルームは、深夜に及んだり早朝からとなるオーベルジュでの実習の際に学生が仮眠や休憩をとるための施設として計画をしています。学生が使用しないときには、来訪者のシェアも検討をしているところです。

このセミナーハウスの完成後は、本県の食と農の魅力の増進、また交流人口の拡大が図られ、にぎわいづくりがさらに進んでいくと考えていますので、よろしくお願ひします。

担い手確保・経営強化支援事業ですが、人・農地プランが作成され、かつ農地中間管理機構を活用している地区において、地域の中心経営体等が行う農業用施設の整備や農業用機械の導入等を支援するため、国の補正予算を活用して3,500万円余の補正をお願ひするものです。

5ページ、新規事業の（仮称）なら農業経営塾開講準備事業ですが、経営感覚のすぐれた農業者を育成することを目的として、国の補正予算を活用して、（仮称）なら農業経営塾の来年度からの開講に向けてカリキュラム等の検討を行うため、100万円の補正をお願ひするものです。

地籍調査事業ですが、国土調査法、国土調査促進特別措置法に基づき、地籍調査を進める市町村を支援するため、国の補正予算を活用して4,200万円余の補正をお願ひするものです。

9ページ、11効率的・効果的な基盤整備の農地防災事業（県営事業）から民有林直轄治山事業費負担金までの4事業において、国の補正予算に対応するため、記載のとおり補正をお願ひするものです。

12その他ですが、給与改定に伴う増額について、10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより増額となる9億9,900万円余のうち農林部に関するものは2,900万円余です。

10ページ、繰越明許費補正で、中山間地域所得向上支援事業から地籍調査事業までの3事業において、記載のとおり、国の補正予算に対応するため新たに繰り越しをお願いするものです。

11ページ、土地改良事業から治山事業までの6事業において、記載のとおり、国の補正予算に対応するため新たに繰り越しをお願いするものです。

12ページ、債務負担行為補正で、先ほど説明をしました県営ため池整備事業に係る契約について、工期を確保するため、平成29年度から平成30年度までにおいて6,000万円の債務負担行為を新たにお願いするものです。

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

資料「平成28年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の20ページ、議第97号、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の改正内容のうち、農林部に係る事務1件についてご説明します。

今回新たな事務として、農地法第18条第1項及び同条第3項に係る農地の賃貸借の解除等に伴う許可の事務について、大和郡山市ほか3町村に権限を移譲するものです。このことにより、申請者の負担軽減が見込まれるなど、事務処理の効率化、簡素化が図られることとなります。施行日は平成29年4月1日を予定をしています。

以上で農林部の提出議案の説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○松尾委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言をお願いします。

なお、その他の事項については、後ほど審議を行いますので、ご了承をお願いします。

○藤野委員 1点、お聞きをいたします。資料「平成28年12月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、新規事業の県内就業の促進の、新規事業のふるさとワーキングホリデー事業で、これは都市部の若者に対して募集をかけるということですが、具体的にどういった募集のかけ方をするのかということと、もう1点は、県内らしい産業、企業を、登録というか、つかんでいかないといけない。この方法をどう行うか、お聞かせください。

○元田雇用政策課長 ふるさとワーキングホリデー事業の参加者の募集方法ですけれども、奈良県ホームページにふるさとワーキングホリデー事業専用ページを設けるなど、インターネットを活用した情報発信を積極的に行いたいと思っています。

参加者募集チラシを作成し、直接大学等に出向いて周知を行うとともに、若者が多く集まる場所にチラシを設置することで参加者を募集したいと思っています。

大学生等へのダイレクトメールの発送、あるいはU・I・Jターン相談窓口で保有する、

本県でのU・I・Jターンを検討している方への情報発信も予定しています。

総務省がポータルサイトを開設予定で、そちらも活用してPRしたいと思っています。

一方、県内の受け入れ事業者については、関係課等も連携して、受け入れについての協力事業者を探していきたいと思っています。以上です。

○藤野委員 まず、都市部の若者に対するの取り組みということで、ホームページ、インターネットの活用、また、ダイレクトメール等を通じて直接対応されるとお聞きしたのですが、他県で既にしているところがありますよね。よく似た事業はあったと思うのですが、参考例もあるかもしれないので、調べながらやっていただいて、果たしてこの事業に若者が乗ってくるかどうか。2泊3日程度で行くのではなくて、一定の期間を置いてするという事なので、かなり浸透させる取り組みをぜひともお願いします。

同時に、県内産業に対するの働きかけですが、若い方々が奈良県に来られて、奈良県ではこういう企業、産業、農業があり、働きがいがあると言ってもらえるような企業の取り込みもぜひともお願いしたい。今後のことなので、その都度点検もさせていただきたいと思います。

約2,000万円ということで、期間中の宿泊費も含めていると思うので、大体人員としてはどのくらい対応できると考えておられますか。

○元田雇用政策課長 受け入れ人員としては、100名を想定しています。

○藤野委員 2,000万円の経費を使って100名対応ということで、どれだけの経費を用いながらということなど、詳細にわたって検討されると思いますので、また今後お聞きしたいと思います。

ふるさとワーキングホリデー事業は、以前決算審査特別委員会か予算審査特別委員会かどちらかでこういった事業もこれから出てくるから楽しみにしていますと言った記憶があるので、ぜひ実り多いものにしていただきたいと、切にお願いして質問を終わります。

○今井委員 NAFICのことでお尋ねしたいと思います。

今回、NAFICを核とした賑わいづくり事業ということで、9,300万円の補正予算が出ているのですが、NAFICそのものが、もともと農業大学校というところから始まったものですが、去年は定員割れで、15名の応募でした。今回は今どんな状況になっているのかをお尋ねしたいのが1点です。

それから、これまでフードクリエイティブ学科で、材料費が年間80万円でしたが、半額の40万円に、最近になってから減額しているのですが、なぜそういう減額をし

たのかお尋ねします。

学生が少ないことや通学の問題などあり、2,000万円でバスを購入されましたが、そのバスはどんな利用の実態になっているのかということです。

宿泊ができるということで、セミナールームやゲストルーム、シェアルームということで、ダボス会議も視野に入れたものもつくるという構想をされているのですけれども、この周辺は、耕作放棄地が非常に多い場所で、私も改めて地図を見たのですが、NAFICの周りがずっと茶色い土が結構目立つ場所ですけれども、今回県が新たにつくろうという場所は、割と緑のある場所なのです。そういう緑のあるところを潰して、周りの耕作放棄地があるところをそのままにしてつくるのが、私としては理解しがたいのですけれども、そのあたりについてどのように考えておられるのかお尋ねします。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 今井委員のご質問にお答えします。4点ご質問をいただきました。

まず、1点目のNAFICの来年度の募集について、フードクリエイティブ学科、アグリマネジメント学科、双方ともに定員20名で、1次募集を行い、きょう合格を発表したところで、フードクリエイティブ学科は9人応募があり9人合格を出しました。アグリマネジメント学科は27人応募があり19人合格を出しています。フードクリエイティブ学科、アグリマネジメント学科ともまだ定員に達していませんので、年明け、1月6日から2次募集を行いたいと考えています。

2点目のご質問です。フードクリエイティブ学科の食材費として、学費のほかに今年度入った1年生に80万円いただき、先般、その80万円を40万円にするということで、既に80万円は預かり金としているので、1年生については残り40万円を返却すると。来年の2年生からは最初から40万円を預かり金としていただくことにしたわけですが、これについてどうしてかご質問をいただきました。

最初は昨年4月に、この値段を積算するに当たり、どういう食材をどう使うかを定価で値段の見込みを立て、80万円と設定しました。実際、今年4月にスタートして、11月までやったところ、年間40万円で回せるという確証が得られたので、半額に下げたところでは。

3点目のご質問です。2,000万円でバスを買うということで、今年度の予算を計上し、10月にマイクロバスを購入しました。農業大学時代からマイクロバスがあったのですけれども、18年間使っており、私自身も乗ったことがあり、相当古いものです。実

際、フードクリエイティブ学科の校舎も、アグリマネジメント学科の校舎も、学生の送り迎えにメインとして使っています。今、双方ともに1年生のみがいる状態ですので、桜井駅と校舎の間を、朝2便、夕方2便で運行しています。来年度からは新たに1年生が入ってきますので、桜井駅との間を朝4便、夕方4便で利用していきたいと思っています。さらには、オープンキャンパスなどの際には、同じく桜井駅からその校舎に向けて、来てくれた客を輸送したり、両学科共に校外実習があります。県果樹・薬草研究センターや大和茶研究センターに行ったり、現場に行くことがありますので、そういったときに活用しています。

4点目のご質問です。NAFICのにぎわいづくりに関連して、セミナールーム等々の施設を整備するに当たり、周辺に耕作放棄地が多いとありました。私も何度も行ったことがありますけれども、実際に目につく耕作放棄地があるのも事実と感じています。一方で、このセミナールーム等をつくる場所が緑であるということです。

セミナールーム等をつくる場所ですが、今、ブドウ畑があるあの場所です。そこは、今農業をしている方がいますので、そこを買ってそれで終わりではなく、当然営農を続ける意思、希望をお持ちですので、ほかの代替地を用意し、その場所を買い取る形で進めていければと考えています。以上です。

○今井委員 2次募集でどのくらい来ていただけるかということですが、今のところはまだ定員をかなり割っている現状とわかりました。

食材費ですけれども、当初の見込みと倍も違うのは、経営感覚を持てるフードクリエイティブの人を育てるところにしては、経営感覚が余りよろしくないのではないかと思いますけれども、学生にすれば、学費が高く、さらに食材費を80万円というのは非常に大変なので、安くなるほうがよいと思いますけれども、当初の見込みをもう少しきちんとやるべきではないのかと、意見を申し上げておきたいと思います。

バスはいろいろ利用しているということですが、オーベルジュの客を乗せたりという利用があるのかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。

今はブドウ畑があるということですが、中山間地域の耕作放棄地が奈良県の場合には非常に多いということで、そんな中で頑張っておられることは、すごく大変だと思います。そうしたところを、確かに代替地も用意すると言われてはいますが、代替地を用意したら、またそのブドウの実がなって収穫までに一定の期間もかかることとなります。そういうところを潰してこのような施設をつくるのは、いかがなものか

という思いを持っているわけで、そのあたりで、もっとほかの、今、耕作放棄地になっている場所を想定するなど、そういうことは考えられなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 委員から2点、ご質問をいただきました。お答えします。

まず、1点目のバスについて、オーベルジュのレストランで使うのかということですが、現時点では使っていません。オーベルジュのところは指定管理者制度で株式会社ひらまつがやっていますので、あくまでバスは県の学校のもので、そこは区別すると考えています。

2点目で、もっとほかの場所ということでしたけれども、一つは、現時点で、NAFIC、オーベルジュと一定の隣接しているところが、施設が連携して調和してやっていくためには必要と考えているとともに、もちろん農家の方が移転するに当たっては、実際にブドウの木をそのまま移せるかどうかなど、細かいところは私は知りませんが、営農に支障がないように配慮していくことは当然必要かと考えています。以上です。

○今井委員 今回出ているこの議案については、実際の農業に対して余りプラスになるとは思いませんので、この議案については反対の意見を申し上げておきたいと思えます。

○松尾委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わらせていただきます。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言をお願いしたいと思います。

今井委員は先に言ってもらいましたけれど、もう一回お願いします。

○今井委員 このNAFICの議案については、日本共産党としては、農業に余り関係がないと思えますので、反対させていただきます。

○松尾委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第93号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第93号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席をお願いします。

賛成多数であります。

よって、議第93号中、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第97号中、当委員会所管分について、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第97号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、議第97号中、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

参考人の聴取についてですが、参考人の入室を認めます。

(参考人、入室)

○松尾委員長 本日は、奈良県信用保証協会の上森会長に参考人として出席していただいております。

先に、奈良県信用保証協会に関する質疑を行いたいと思います。奈良県信用保証協会に関する質疑はございませんか。

○川口(正)議長 オブザーバーの私が質問するのは心が重いのですが、前回の関係もありますので、私からお尋ねしたいと思います。

前回、上森信用保証協会会長は、会長等、つまり前段の理事にかかわって、上森会長は、県から自分自身は推薦の母体になっているということを確認されたと思います。それはそれとして、そういう意味で、会長の人事について交代を告げられたのかという私の質問に対して、それはされていないとおっしゃったと記憶しているわけですが、それでよろしいな。

○上森奈良県信用保証協会会長 私はそれについては、回答をできないと申し上げたと思います。

○川口(正)議長 それでは、私の聞き損ないですか。どうして回答ができないのか、そ

れを尋ねておきたい。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的に人事の話なので回答を差し控えると申し上げたところでは。

○川口（正）議長 人事の話だから回答できないと申し上げたということならば、どうして奈良新聞に人事の内容が、次の推薦者はこの方だと。この方にかかわっては云々という記事が3度にわたって大きく報道されたのは一体なぜなのかを聞きたいと思います。

○上森奈良県信用保証協会会長 報道されたことについては、どういう経過でされたのか、私も不思議だと思っております。

○川口（正）議長 会長が知らないというのは、おかしいと思う。なぜならば、コメントできないということであえて口を塞ごうとなさっていると思うけれども、いずれにしろ、次の会長はこの方にと県は推薦をしていると。この方については云々で、第三者委員会はオーケーを、了承しないだろうという意味の記事であったと思うのですが、この理事にかかわっての内容を、知る人は誰もいないのにこういう記事が出るのは一体どういうことなのか。これが不思議で仕方がないのです。

○上森奈良県信用保証協会会長 私も同じ思いです。なぜああいう記事が出たのかは、私も知るところでもありませんし、私どもからは一切公表もしていませんし、発表も一切していません。

○川口（正）議長 コメントできない内容だとあなたはおっしゃるけれども、では、第三者委員会は誰が選んだのだと。知る由もないというのはおかしいではないのか。第三者委員会は誰がつくったのか。

○上森奈良県信用保証協会会長 第三者委員会の設置については、私どもの理事会に設置をまず諮り、その次に第三者委員会の人選について諮って決定をしました。

○川口（正）議長 人事の問題の提案をしたのは誰ですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 人事の提案というのは、どちらのですか。

○川口（正）議長 第三者委員会です。

○上森奈良県信用保証協会会長 第三者委員会の原案提案をしたのは、信用保証協会の会長として提案をしました。

○川口（正）議長 そうだとするならば、提案をなさった上森会長と、第三者委員の委員3名、この4名しか、次の理事、会長にかかわっての人名はわからないはず。その4名しかわからないはずの記事が新聞に出たというのは、4名からしかスクープされていないと

疑いが起こっても当たり前ではないかと私は思うのですけれど、いかがですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 第三者委員会を設置する段階では、まだ推薦等もいただいていませんので、どういう方が推薦されるか誰にもわからなかったと思います。

○川口（正）議長 第三者委員会が出発をしてから、名前が出されたのか、第三者委員会が出発する以前から名前が出されたのか、それとも、第三者委員会の開催中に出されたのか。新聞記事との関係で、その辺りの時間的、日程的な流れはどのようなのですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 正確には私も記憶が定かではありませんが、基本的には私どもの2回の理事会を経て第三者委員会を設定していますけれども、その第三者委員会の設定時には少なくとも新たな推薦者は出てきていません。第三者委員会の設定後、推薦を求めていますので、その後の話だと思っていますが。

○川口（正）議長 新聞記事には、第三者委員会ではこの人選は支持されないだろうという記事になっていたのではないですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 その辺については私も定かではありません。

○川口（正）議長 人の人生に傷を与えるああいう記事を知りながら、見ながら、わかりませんでは当事者としては責任がないのではないか。

○上森奈良県信用保証協会会長 いずれにしても、私どもはその書かれたとおりの手続を行っただけで、それに前後して新聞記事が出たのだらうと思いますが、基本的にその第三者委員会の設置等について知り得る立場にあったのは、私どもの理事全員は知る立場にあったと思います。

○川口（正）議長 常識で考えてみなさいよ。あなたは交代を告げられたと。それをコメントができないと。そうだとするならば、推薦者側が、つまり県側が、推薦はするけれどもこの人材はだめだという答え出してくださいというようなばかげたことはないでしょうが。受けた側が、コメントができないとあなたは言っているが、受けた側がこの推薦が出ているからということで第三者委員会を設置したのでしょうか。交代を告げられていないのに第三者委員会というものを設置したのですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 普通に考えていただいたら、おっしゃったように、交代することを前提にしか第三者委員会の設置はしません。あるいは第三者委員会の設置をするのは、任期ごとにまずしろと決まっていますから、それ以外でするとすれば、交代をするときしか設置をしません。

○川口（正）議長 交代は告げられていなかったけれども第三者委員会を設置しなければ

ならないという、そういう規則の定めによってつくただけだと。こういうことですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 非常にコメントをしにくいのですが、あうんの呼吸ということにしておいていただきたいと。県とのあうんの呼吸と。

○川口（正）議長 コメントしにくいんだけど、あうんの呼吸。あうんの呼吸であれば、もっと県の意向を受けて、あうんの呼吸で物事が進められなければならないのではないですか。あうんの呼吸でないから、ああいう気分の悪い、人を傷つけるような記事が出たのではないですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 記事が出るのと、私のそれとは、全く別の話だと思っています。だから、その順序立てて続けてきたことと、記事の出方については私どもが何も変える立場にもありませんから、どうしてという思いと一緒にです。

○川口（正）議長 あうんの呼吸とあなたが言ったから、あえて私は突っ込んで言っているわけです。あうんの呼吸というのは矛盾がないわけです。あうんの呼吸には、発信する側と受ける側とぴたと合うのですよ。なぜ合わなかった。あうんの呼吸だとあなたがおっしゃったから、あうんの呼吸ではないのに。いや、あうんの呼吸であるはずが、なぜああいう矛盾した答えが出てくるの。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的に申し上げますけれども、私は、退職を前提に第三者委員会を開いたわけですから、そういうことです。

○川口（正）議長 あなたが退職を前提に会議を開いた。

○上森奈良県信用保証協会会長 第三者委員会を設置したわけです。

○川口（正）議長 違います。あなたは自分の退職を前提にあの第三者委員会の会議を開いたと、こう言うのでしょうか。それなら、名前を出さないといけない。あなたはいまだに籍が残っているのでしょうか。あなたは、私も退職の時期を考えているのですよと、私の部屋に今し方いらっしゃった。うわさはどんどん通っていますよ。そのうわさの話ししない。どんなうわさが飛んでいるか。けれども、その段階で、なぜ、あなたは退職しなかったのか。

○上森奈良県信用保証協会会長 結果として、第三者委員会の承認を得られなかったということですよ。

○川口（正）議長 それなら、第三者委員会でこの方がだめだったら、次の段階のステップというのがまた当然常識的に起こるはずでしょう。新聞記事の内容を皆さんは読んでいますよ。私とあなたがこうやってやりとりして、このやりとりの中の間答の中に、お互い

に捉え方がさまざまであろうと思うけれども、不思議だという疑念はたくさん起こっていると思います。

いずれにしても、私も退職の時期を考えていますと、私の部屋へわざわざおいでになった。私もそれには深く言及をしなかった。今の心境を聞かせてください。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的に私はそういう段階で退職するという気持ちで全部進めていましたから、ただ、現実にはそう至らなかったということで今やってきていますけれども、非常に楽しい思いでは過ごしておりません。

○川口（正）議長 余りこれ以上突っ込んで水かけ論はしたくないけれども、いずれにしても、県の側が、退職を前提としてかわってもらいたいということで名前を出されたのだと思う。あなたは第三者委員会を開いて、その名前を告げられたと。あなたと3人以外しか名前がわかっていないのに新聞記事が、第三者委員会の結論を待つまでもなしに速報されていると。その推薦をされた人のいろいろな経歴からいろいろな家族の状況などを、誰が一体出した。ああいう新聞記事の内容は委員会に出たことがないのかどうなのかを聞いておきたい。

○上森奈良県信用保証協会会長 私は、第三者委員会には出席もしていませんので、一切わかりません。

○川口（正）議長 あなたは出ていない。それでは、信用保証協会の内部から1人出ていますね。

○上森奈良県信用保証協会会長 第三者委員会のメンバーには1人います。

○川口（正）議長 その人から内部に漏れたといううわさが立ったらどうしますか。

○上森奈良県信用保証協会会長 私どもには全部守秘義務がありますから、一切そういうことはないと思います。

○川口（正）議長 大体矛盾が浮き彫りになってきました。これ以上、結論を求めても、ここは裁判所ではないからね。裁判所ではないけれど、県民の疑惑、奈良県政の経済対策にかかわるスタンス、そういうものと信用保証協会とのかかわり合いが、あなたがあうんの呼吸というほど、信用保証協会と県の経済対策とはつながっていないという解釈をせざるを得ないので。そのことだけ申し添えておきたいと思います。

それから、先般申し上げた代位弁済を、あわせて聞きたいのです。保証をしてもらったけれども返済し切れなかった場合の、いわば一度しくじった、失敗をした、信用保証協会や銀行に迷惑をかけた人たちは、以後も信用保証協会を通しての金融から救われぬのか

どうなのか、それを聞きたいのです。

○上森奈良県信用保証協会会長 全てケース・バイ・ケースであると思いますが、全く道を閉ざしているわけではありません。だから当然、1回代位弁済をした方の新たな保証が発生していることもあります。

○川口（正）議長 求償権件数が今日段階で3, 299件という資料をいただきました。1企業での最高求償権元本残高が3億1, 818万9, 987円。この中には利息がついているでしょう。これは何年越しの最高求償権元本残高なのか、聞かせてもらいたい。

それから、平均求償権元本残高が、1, 835万5, 795円と、平成28年3月末時点での資料としていただいている。私はもう少し詳しく知りたいのですが、この全ての求償権元本残高は一体どのくらいあるのか。

税金等の関係については、5年たてば、調定で削っていくというパターンになります。信用保証協会の場合は何年かたてば、予算決算でいうと、決算でいうところの調定という表現が正しいかどうか知りませんが、これは削られるのか、それともずっと残るのかを知りたいと思うわけです。

○上森奈良県信用保証協会会長 全体求償権は、先ほどおっしゃったように、約3, 300件、全体的な合計としては約600億円の求償権の残高を持っています。

○川口（正）議長 600億円。

○上森奈良県信用保証協会会長 600億円です。それと、今おっしゃった経理の関係、私どもの経理と、この求償権の経理とは本来別の会計で持っているのですけれども、実際に代位弁済をしたものはその年々によって経理的には償却をしていきます。それは償却基準が決まっていますので、その基準に従って償却をしています。償却をしてもこの求償権の残高は減るわけではありませんので、これは回収するまでこの額をずっと持ち続け、毎年少しずつでも回収しているという状況です。

○川口（正）議長 要はずっと毎年残高が残るが、利息も含めての残高になるのか、信用保証協会の決算でそれはどういう内容になるのか。私は聞き漏らしたけれど、これはずっと残るといことになるのか。そして、それらの決算報告は理事会で毎年なされていると思いますけれども、それらは公表しないものかどうかも聞きたい。

○上森奈良県信用保証協会会長 代位弁済の総額については公表をしています。個別のものについては公表していません。全体では600億円と申し上げましたけれども、この中には当然代位弁済をする金額そのものに利息が入っています。これは銀行で私どもが支払

いままでの日数がありますから、それについては約定の金利をつけて支払いをしています。だから、それを含めたものが、この求償権の残高になります。ただ、それ以後の金利については、この中には入っていません。その600億円には、支払ったもの以外は入っていない。だから、回収するときには、当然に今までの金利がこれだけありますと申し上げていますので、そういう回収はしていますけれども、この求償権の中に新たな金利は含まれていません。

○川口（正）議長 私自身問いとしてしかねるわけだけれども、去年の年次求償累積件数、あるいは求償額はどのくらい起こったのか。去年、おとし、2～3年の推移は大体わかりますか。

○上森奈良県信用保証協会会長 ここ数年間は代位弁済が非常に低い状況で、今年度もまだ20億円ぐらいしかしていません。ここ数年、去年、おとしでいいますと、30億円から40億円ぐらいの間でおさまっていると思っています。多い年ですと100億円以上の年もありますけれども、最近はそういう状況です。

○川口（正）議長 それから、話がもとに戻りますけれども、一度しくじった場合、信用保証協会経由でまた救ってもらえる道という言い方をしましたが、どういう展開、あるいはまた信用保証協会側から求める措置、指示というのか、命令というのか、それに順応した形で、丸ごとの反応は申請者はできないと思いますけれども、何%とか、何割とか、ある程度はパターンがあると思いますけれども、それはどういう数値で助けられるのか。いろいろなケースがあろうと思います。けれども、常識的な助けられるパターン、スタンスについて内容を聞かせてください。

○上森奈良県信用保証協会会長 非常に難しいご質問ですけれども、それぞれのパターン、ケース・バイ・ケースで全部対応が違おうと思いますけれども、この求償権といいますが、私どもが代位弁済をした金額が解消されるというのが基本的な考え方になります。

○川口（正）議長 それらの内容等については理事会等で報告等をなされるのですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 個別の融資については、理事会等では報告はしていません。

○川口（正）議長 裁量権は全て会長を頂点とする信用保証協会側が行うということですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 当然従来からの、通常のお申し込みと同じような形で、各金融機関からまず上がってくるわけですけれども、その中でそれぞれの担当セクション

が審査した上で、案件によっては審査委員会を設けていますので、そこで決定をされていく形になります。

○川口（正）議長 審査委員会の構成はどういうメンバーですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的に信用保証協会の役職員です。

○川口（正）議長 裁量権があるということはかなりの権限ですね。

○松尾委員長 かなりの権限があるのですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 それについて、もともとおっしゃっている債権にかかわる保証以外についても、全ての保証がそういう形で進んでいますから、それぞれに権限を持たせています。

○川口（正）議長 会長のさじかげんで少々のごことは配慮できると解釈していいのですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 全て私が決裁をしているわけではありません。決裁権限はそれぞれにありますので、その権限の中でそれぞれの者が融資や、ほかのことも含めて決裁をしています。

○川口（正）議長 会長が全部裁量はしていないと。これは課長級、これは部長級、これは専門級、これは会長級と、だんだん段階があるのですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的に全ての決裁については、決裁規程をつくっていますので、それぞれの権限者が決裁をしているという状況です。

○川口（正）議長 会長に上手をしたらこうだとかあだとかいううわさも、いろいろ聞くわけですが、あなたは迷惑な話かもしれないけれど、裁量権が相当強い。絶対裁量権があると思うのですが、ある意味では結構なポストだと私はうらやましくて仕方がないです。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的にそれぞれの決裁権限者がみんな決裁をしていますので、私がどうこうと申し上げることはまずないと思います。

○川口（正）議長 これもあなたと私で水かけ論になるのでね、何回重ねても仕方がないと思う。さらに知りたいことを整理をして、またお尋ねし、お教え願いたい、報告も願いたいと思います。

いずれにしても、また冒頭に戻るけれども、人権侵害、奈良県信用保証協会の枠の中から人権侵害が起こったことは非常に遺憾だということをおえて申し添えておきたいと思えます。

一応私からの質問はこれで終えておきます。

○松尾委員長 ほかにございませんか。

○和田委員 上森会長への質問ですが、私は、前回にも申し上げたとおり、県と信用保証協会が非常に連携をした形で県の経済改革を推進してもらいたい。県から要請、依頼があれば、信用保証協会の立場でそれを真摯に受けとめて頑張ってください。こういう一環の問題としてこのたびの人事問題を、信用保証協会の会長、信用保証協会理事、会長等選考手続規程についてももう少し明確にさせていただきたいと思いますので、質問をさせていただきます。

先ほど川口議長から、会長推薦があったのかという質問についてノーコメントと言われました。それに対して、それでは、なぜ第三者委員会をつくったのかという質問や、漏えい問題も出ました。私は、これに対する上森会長の答弁は、選考手続規程から見ると、大変疑問に感じました。

具体的に質問をさせていただくと、今回初めて述べられたわけですが、上森会長は、この第三者委員会は自分自身の進退を問うために設置をしたものであるとおっしゃいました。それはそれとして、事実として受けとめておきたいと思います。

6月22日に選考基準の適任者である奥田氏を推薦したという記事がきちんと奈良新聞に出ています。ここに出ているのです。このように、県は正式に奥田元副知事を推薦したと。しかも、第三者委員会でどのような話がされたかについて、ある理事という形で出ていますが、手続の透明性や親族であることの利害などが議論されたと思うと。こういう形で審議内容も指摘されているわけです。これは明らかにある理事が知っている。審議内容についてある程度触れたわけだから、どこかから漏れているわけです。漏えいはまさに知る立場の者しか、発信はしていないわけです。このことについてどう思われますか。まず、ある理事がこういう審議内容に触れたということ、それから県から正式に奥田氏推薦という話が出たということは事実なのかどうなのか。

○上森奈良県信用保証協会会長 県から推薦が出たかどうかはその新聞記事そのものは県が発表されたと思います。そういう書き方であったと、私は記憶しています。もう一人のある理事ですけれども、今持たれた新聞記事の時間差があいていると思いますけれども、第三者委員会を開いた後については、私がそれぞれの理事に結果報告をしていますから、それである理事というのは信用保証協会の理事全員ということで取材をされたと思っています。

○和田委員 いずれにしても、この審議の結果については、公表はしないということを上森会長はおっしゃいました。それなのに、このように書きつけているわけですね、ある理

事は。このこと自体が不思議でたまらない。このような無責任な発言をした人は、何らかの処置をする必要があると思います。けれども、そのことは横に置いておきましょう。

そうすれば、この第三者委員会は、県から推薦を受けたかどうかは、まだ上森会長としては定かでないという答弁をそのまま維持されますか。(発言する者あり) いや、この県が言った話でしょうと、あなたは知らないと言っているわけです。

○上森奈良県信用保証協会会長 新聞記事に載ったことについては知らないと申し上げているだけで、6月22日に信用保証協会に届いたことは知っています。

○和田委員 では、奥田氏のことについては、第三者委員会において、論議、審議なされたわけですね、どうですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 当然に締め切り日を設けて、公募、あるいは募集、推薦願を出しましたから、最終日だったかと思えますけれども、推薦があったと私は報告を受けていますから、その後の第三者委員会にそのままかかっている状況です。

○和田委員 第三者委員会で結局受け入れないという決定が出ているわけですね。それはそのとおりで理解でよろしいですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 それで結構かと思えます。以前も、今井委員から、それはどういう回答だったのかという質問があり、中身は答えられないですけれども、結果としてはそういうことであったと。

○和田委員 一問一答でお尋ねすることをご理解ください。大変重要な問題ですので。

では、受け入れないという場合、2つの問題が出てきます。1つは、県が推薦するという行為、これは任命をしたいから推薦するわけで、適格性があるかないか諮ってくれというような無責任なものではないはずです。理事、あるいは会長に任命したい。だからそちらへ送りますという話だと思うのです。信用保証協会の定款によれば、第4章の役員の任命の第11条で、理事及び監事は、学識経験者の中から奈良県知事が任命するとなっています。知事が任命しようとする新会長候補者の人材を推薦したわけだ。それを第三者委員会が蹴ったわけです。そのときに、この定款との整合性はどうか解釈したらいいのですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 定款上は、おっしゃったように、私どもの信用保証協会の理事、あるいは監事の任命権者は知事となっています。ただ、従来からは、全てですけれども、理事候補者については信用保証協会から知事宛てに推薦を申し上げている実態がありました。現在もそうになっていたのですが、一昨年4月以降、特にその会長候補者だけは選考のやり方が変わったということになります。だから、事前に第三者委員会の了解、了

解というか、オーケーをもらっておかないと推薦できないと変わったことから、今回のことが始まったと。

○和田委員 いずれにしても知事の推薦は拒否された。第三者委員会が拒否し、今度はあなたのところへ回ってきたということになりますね。あなたは、第三者委員会は自分の進退を尋ねることを前提に設置したとおっしゃったから。どうですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 少し理解が苦しいところがあるのですけれども。

○和田委員 私の言っていることが理解できなければもう一度言います。

○上森奈良県信用保証協会会長 だから、基本的に第三者委員会から、その推薦をいただけなかったということでありましたから、そのまま県には推薦をしていないのが現状です。

○和田委員 ここに、知事の推薦者を拒否して、適任者がいない場合は改めて審議をして、会長を決めるというのが手続規程の中に入っていますが、あなたはその手続規程を経て会長続投になったのですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 今、何の規程をおっしゃっているのか、明確におっしゃっていただけないでしょうか。

○和田委員 条項を申し上げます。第2条、選考手続、第2条の第5項、選考の結果、適任者がいなかったときは、改めて団体から推薦を受け、選考委員会に付議するものとする。

○上森奈良県信用保証協会会長 規程の名称もあわせてお願いしたいのですが。

○和田委員 選考手続規定という名称です。その選考手続、第2条の第5項となっています。

○上森奈良県信用保証協会会長 私自体は、その選考手続規程を持っていますけれども、この規程そのものは公表をしていません。だからどういう形で手に入れられたのかよくわかりませんが、基本的に公表している規程ではありません。

(「公表する規程あるではないか」と呼ぶ者あり)

○和田委員 なぜ、信用保証協会の中でこの選考手続規程をつくったのでしょうか。この選考手続規程の中に、審議は公開しないとあります。審議は公開しないということも後から聞きますが、それだけしかないのですよ。一言。審議は公開しない。選考手続規程をみながら知らないことには、どうして理事を3名推薦したり、いつからやりましょうかとか、議題を投げかけるとか、そんなことができるのですか。ばかなことを言ってはいけませんよ。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的に申し上げておきますけれども、この選考手続規

程というのは理事会の議を経てつくったものでありますから、私ども役員、理事は全部承知をしていますし、持っています。ただ、それ以外のところには公表をしていないと、そういう意味です。

○川口（正）議長 それ以外のことを言っていないではないか。理事会はみんな秘密なのか。規程まで秘密なのか。

○上森奈良県信用保証協会会長 だから、理事は全員ご承知だということです。

○川口（正）議長 では、こちらは知ってはだめなのか。

○和田委員 いや、この理事会、この選考手続規程は秘密規程ではないでしょう。どうですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的に第三者委員会そのものが公表しないということになっていますので、関連したものは公表していないという、そういうことです。

○川口（正）議長 規程ではないか、規程。規程まで言っていない。

○和田委員 第三者委員会は、審議を公開しないということです。それだけ。審議を公開しない。だからこういう会議を開いたときに、誰も部外者は入れない。委員3人だけで協議をする。こういうことになるのでしょうか。しかし、それ以外は、この信用保証協会法にも規定しているではないですか。新聞にもきちんと出ているではないですか。その新聞では、正確に言っておきますね。

金融庁の全国の信用保証協会に向けた監督指針では、原則として公募や複数の候補者からの選定等の透明性の高い手続。透明性、これを言っているのです。理事会で、この選考手続規程が公表されるのは当たり前ではないですか。理事会しか知らないこと自体がむしろおかしいぐらいではないですか。どうですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 私どもは、いろいろな資料を公表していますけれども、基本的にこういう規程については公表していません。

○和田委員 なぜ公表しないのですか。聞かせてください。

○上森奈良県信用保証協会会長 その公表する必要性を認めていないというか、どうしてするのですかということです。

○和田委員 この組織は準公的な機関でしょう。奈良県が出資をして立ち上げている、第三セクターではないけれども、県が参加しているところです。透明性を持たせなければならないとあえて金融庁が言っているわけだ。それなのにどうしてそういうような、あなたの判断の基準はどこにありますか。それを公表しないという判断の基準は。根拠は。

○上森奈良県信用保証協会会長 先ほどからも申し上げていますが、基本的に人事に関するものは公表していません。そういうことから公表していないということです。

○和田委員 それでは、私がこれを持ったけれども、これは漏えいですね。今、その選考手続規程をあなたに示しました。これは漏えいになりますね。

○上森奈良県信用保証協会会長 私は、信用保証協会として公表していないと言っているだけでありますから、少なくともその資料を私どもの役員、あるいは県は全てお持ちだと。私どもの役員や県には示していますから、全部お持ちになっています。だから、私どもから積極的に公表していませんということを申し上げています。

○和田委員 それでは、この選考手続規程は私が持ってもおかしくはない。こういうことでいいですね。

そこで、この適任者がいなかったときは、改めて団体等から推薦を受け、選考委員会に付議するものとする。これについて、あなたは続投することで引き続き上森会長で推薦をし、そのままいきますと。こういう団体からの推薦を受けて決まったものですか。どうですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 私については、今の新しい手続が始まる前に、今回の任期が来ていましたから、従来どおり知事の任命ということで会長に就任しました。その任期は基本的に3年ごとになっていますから、現在は任期中であるという形で続けています。

○和田委員 その県からの会長推薦があった。これで一旦はあなたは、自分の進退を問うつもりでつくったものだ。そこへ会長候補者の推薦があった。そこで第三者委員会の審議がされた。会長候補、これは拒否されたから、会長候補がいなくなった。あなたの進退問題は引き続き協議されても不思議ではないと思うけれども、どうですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 時間的なものを申し上げておきますと、私は基本的には来年11月のいつだったか、日は忘れましたが、そこまでは一応任期という形でつながっている。それで、今回の推薦書を受け付けるに当たっては、詳しくは申し上げられませんが、いつからという日程を入れた上で推薦願いを出していますから、その時点で新たな人に交代をするという前提をつけて募集をしています。だから、その段階では当然に私は離職をするという前提です。

○川口（正）議長 開き直りだから、その辺でもう聞くな。

○和田委員 このような選考手続規程があったということ、そして、それに基づくならば、通常我々が考えるならば、このように運ぶだろうということが、上森会長からはなかなか

納得させてもらえるような答弁は私はまだいただいていませんが、これはこれで置いておきましょう。

○松尾委員長 和田委員、まだたくさん質問はあると思いますけれど、一旦整理をしてもらわないといけないので、10分間、休憩をとらせてもらいます。

○和田委員 わかりました。

○松尾委員長 10分間、休憩をとらせていただきます。

14:29分 休憩

14:44分 再開

○松尾委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

○和田委員 この選考手続規程について、上森会長にいろいろと質問してまいりました。これまでの流れから、秘密、疑問を大変感じさせる内容がまだあります。選考委員会の非公開とはどういうものか。第三者委員会を設立する委員の任命から結果の公表はしていないということですが、公表しないということも含めて、拡大の解釈で定義しているのではないか。このようなことがあっていいのかと。こういうようなことも私は聞きたい。そしてまた、漏えい対策について、一体どうするのかも尋ねたい。でも、この委員会、この間もそうでしたが、ほかの委員もいろいろと質問したいことがあるだろうから、私のほうでは、この選考手続規程、この信用保証協会と奈良県との関係がスムーズにいくために、2つの点について要望を上森会長に出したいと思います。

一つは、この信用保証協会の体質の透明性をもっと高めていただきたい。そのために選考手続規程などはオープンにするということが、いいのかどうなのかは別にしても、この会長人事がもっとわかるように。審議は非公開、これは理解できます。けれども、出てくる結果、あるいは委員の選考規程、選考も含めて、透明性を求めてやっていく改革をしていただけないものか。

もう一つは、審議の内容について漏れました。この漏れたということについて、どのように審議の非公開をこれから守っていくのか。この奈良新聞はスクープで、こういうことが起きないように、対応が必要ではないか。守秘義務もあることだから、誰が漏らしたかという調査をしっかりとやっていただき、漏えい対策を考えていただきたい。このことを強く求めておきたいと思いますが、上森会長のご判断をお聞かせいただけますか。

○上森奈良県信用保証協会会長 従来から私どもは、できる限りのものは皆公表するというのを前提に進めていますし、大体のものは今もインターネットで公開をしています。

その新聞記事等も、私も何回も読んでいますけれども、書かれていることはほぼインターネットで調べられることばかりです。監督指針についてもすぐに出てきますし、全部インターネットでわかります。

ただ、おっしゃったように、その結果については公表していません。だから、それについては私どもは、それぞれ役員には全部こういう結果になったということだけは報告していますが、その後については、どこから漏れたのかということも含めて、私も不思議だと思っていますが、おっしゃる意味もわかりますので、今後理事会等でいろいろ検討してみたいと思います。

○和田委員 今の答弁は、少しひっかかるところがありますが、今回の質問、この信用保証協会と県との関係をめぐる選考手続規程についてはこれで終えておきたいと思います。

それから、企業融資の件で、1点だけお尋ねしたい。

前回、信用保証協会は金融機関に対して企業の貸し付けに対する保証を行い、企業が倒産などになったらその債務は保証するという仕組みはわかりますが、金融機関に全て判断や処理を任せて、その結果として信用保証協会に請求が、債務の弁済お願いしますと来たら、それ相応の手続ききちんと法にのっとって処理をしますと。このように聞いて受け止めたわけですが、それに間違いありませんか。

○上森奈良県信用保証協会会長 代位弁済ということでよろしいですね。

○和田委員 そうです。融資というか、代位弁済ですね。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的には私どもが保証したものについては、それぞれ保証割合が決まっていますけれども、その保証割合に応じて保証をしています。それぞれの私どもからどうこうではなく、金融機関が判断された時点で私どもに代位弁済の申し込みがあるということです。

○和田委員 私はそこでこういう期待をするのですが、教えてください。

金融機関は、それぞれの判断で、この企業はだめだと思ったら、もう救う手を差し伸べずに、これでいろいろな支援措置は打ち切るということになります。それはそれで任せきりではなくて、今度、その後ろに信用保証協会がいるということであれば、その融資の返済に関しては、この企業から信用保証協会に話を通していく。そういう小さな道があってもいいのではないか。その中には金融機関とは違う信用保証協会の対応の仕方が出てくると思うのです。特に奈良県としては、小さくても持続性のある強い企業ということで、潰さないようにしよう、さらにできることならば強くしようという気持ちが大変強くありま

す。金融機関に任せきりではなく、小規模事業者救済という意味で、信用保証協会としてもそれを受けていくという道が、細い道であってもいいから、それとは言いませんが、そのような手だてはないものかどうなのか。

○上森奈良県信用保証協会会長 おっしゃいましたように、基本的に私どもはその保証業務が主でありますけれども、現在はその保証業務にプラスをして、それぞれの企業の経営支援でありますとか、いろいろなことをやっています。職員の派遣や専門家の派遣を年間、ことしで400件ぐらいしています。それから普通の融資で返すのが非常に困難になってこられた方には、すぐに代位弁済をするのではなく、条件変更ということでいろいろな形の融資の長期割引をしたり非常に多く手がけています。いずれにしても、この経営支援を柱に据えているところです。

○和田委員 その道はわかりました。そこで、県にお尋ねします。そのような対応をしているという信用保証協会ですから、県としては貸し付け、この原資を用意して信用保証協会に、あるいは県制度融資として使ってもらう。これが返せなくなったときには、信用保証協会が窓口になるけれども、県としてはもう貸し付けも回収も信用保証協会に皆任せたという丸投げの形になっていきますか。どうですか。

○堀辺地域産業課長 丸投げという意味を取り違えているかもしれませんが、個々の貸し付けの先の与信といいますか、どのくらい貸すかなどについては、信用保証協会及び各金融機関が責任を持って判断していただくべきものという基本的な考え方は持っています。したがって、金融機関が事業者の事業計画の熟度が足りないとか、あるいは事業の実施に見合う資金繰りの見通しが十分でないなど、事業を遂行する上で基本的なところを金融機関、あるいは保証協会に審査していただき、それで融資に慎重になるということもあると思います。

それと、回収については、各金融機関が保証協会に対して代位弁済を請求した場合は代位弁済をしていただくというのが制度としての仕組みの基本ですので、それについては、しかるべき保証、代位弁済をしていただくのが必要と思っています。以上です。

○和田委員 それは信用保証協会に全て任せたと受け取っては間違いですか。

○堀辺地域産業課長 全てというのがわかりにくい部分があるのですが、基本、制度融資といいますのは、どういう場合にお金を貸し付けることができるというのは、ルールとして明らかに定めている、制度として定まっていると。そういうものを制度融資ということですので、基本的な貸し付け条件は誰が見てもわかるようにしてあります。したが

って、それに適用、基準を満たしていれば、各金融機関で貸し付けていただくのが基本です。その裁量を各金融機関や信用保証協会に委ねて、自由に貸すか貸さないか判断してくださいというものではないと思っています。以上です。

○和田委員 今の答弁で、私自身が勉強しなければならないと思いますが、県の持ち出す融資制度と信用保証協会の処理する業務としてのあり方。これの連携がそれでいいのかどうか、改めて検討をして、別の機会にまた話すことがあればさせていただきたいと思っています。以上で私の質問を終わります。

○松尾委員長 奈良県信用保証協会に関する質疑はほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で奈良県信用保証協会に関する質疑を終わります。

奈良県信用保証協会の上森会長には、数度にわたり、また、きょう長時間ご協力いただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。ご退席をお願いします。

(参考人、退室)

○松尾委員長 次に、産業・雇用振興部長から、(仮称)奈良県小規模企業振興基本条例の制定について、農林部長から、奈良県農業振興地域整備基本方針の改定について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告をお願いします。

○森田産業・雇用振興部長 それでは、(仮称)奈良県小規模企業振興基本条例の制定についてご説明します。来年2月の定例県議会において上程を予定しております、仮称で、奈良県小規模企業振興基本条例案です。

資料「経済労働委員会<産業・雇用振興部>」の1ページ、まず、制定の背景で、県内企業の約3万3,000社のうち、企業数で約9割、従業員数で、雇用者の数で約4割を小規模企業が占めています。ここでいう小規模企業ですが、おおむね従業員数が普通の製造業等では20人以下、また商業、サービス業に関しては5人以下の事業者を小規模企業という法律の定義で捉えています。それだけ県の地域密着の事業活動で地域の雇用を支えていただいております、地域の経済の安定、県民生活の向上に貢献している奈良県の経済にとって非常に極めて重要な存在であるという認識です。その本県の経済活性化のためには、そういった小規模企業に、一つは、事業を大きくして成長発展してもらうこと、もう一つは、そういう特色、強みを生かして、規模は大きくということではないけれども、したたかに持続的に発展してもらうこと、長く商売を続けていただくことを狙いとして、本県経済の活性化のために小規模企業の振興に特化した条例を制定したいと考えたところです。

経緯ですが、国において先に、非常に古い話で、昭和38年に中小企業基本法が制定以後、最近一部改正を経て、平成25年6月に小規模企業振興のための基本理念、あるいは施策方針ということが中小企業基本法の一部改正で盛り込まれました。さらに続けて、平成26年6月に、小規模企業の果たす重要性を、近年、その他の規模の大きな中規模以上のところと比べて、企業数、雇用者数が減少し、小規模企業が大きな課題になっているということ、全国的な傾向を受けて、国において小規模企業振興基本法が制定されたところからです。

一方、県においても、平成20年3月に中小企業振興基本条例を制定したところですが、国と同じ問題意識で、県内の小規模企業数の減少、事業者数の減少傾向を前提として、やはりここは小規模企業振興に必要となる基本理念や、基本方針をきちんと条例の形でまとめる必要があるということで今回の条例制定をしようという判断に至ったところからです。

他の自治体の制定状況ですが、ことし11月末現在で既に小規模企業振興条例を制定しているのが、新潟県、北海道、群馬県の3道県です。中小企業・小規模企業振興条例を合体して作成しているのが、10県。中小企業振興条例というままで小規模企業振興の内容を制定しているのが、7県、8県、合わせて15県です。

ただ、こういう状況ではありますが、本県としては、やはり奈良県の小規模企業の占める位置ということを考え、単独の小規模企業振興基本条例を制定して、しっかりと小規模企業対策をしていくことが望ましいと考えたところからです。

2ページ、その単独条例を制定する意義、今申し上げた件ですが、2つの観点から考えたところからです。

まず、一つが、小規模企業の現状の観点で、円グラフを4つ並べていますけれど、規模別の従業者数構成比は、奈良県の場合、小規模企業、ダイダイ色の分の従業者の構成比が38%、およそ4割が小規模企業が支えていると。それに対して全国では23%ですので、全国に比べて明らかに奈良県の経済は小規模な企業が支えていると。こういう実態が、単独条例を制定しようという一つの動機です。

もう一つは、地方創生の観点ですが、昨年本県独自の、住んでよし、働いてよし、訪れてよしという基本目標の地方創生総合戦略を策定したところですが、県内各地でさまざまな面、雇用、経済活動、地域活動で地域を支えており、地域の活性化、あるいは成長へのエンジンとして欠かせない小規模企業の発展、成長発展、持続的発展を促すことが地方創生の観点からも大きな要因、要素になると。そのように考えて、この小規模企業が雇用を

支えている、あるいは奈良県の地方創生の中で小規模企業の成長力ということが欠かせない。この2つの観点から、単独で小規模条例を制定しようと考えたところです。

2つの観点を書いています。条例の中身として、現状・課題からしっかりと中身を検討することが一つ。もう一つは、成功している小規模企業の成功の秘訣、どうしてうまくいっているのかもしっかりと捉えて、お手本として条例の中に生かしていくということで、条例の基本理念、基本方針を構成、案を作成したところです。

3ページに条例のおおよその構成骨子を書いており、8つから成るものです。狙いとしては、先ほどから繰り返しをしていますが、特に小規模企業ならではの特色を生かして事業を続けてもらうということと、それと長くしたたかに続けていただきたい。このあたりを狙いとしています。

③基本理念ですが、果敢に挑戦する意欲、小さいながらも挑戦する意欲を持っている、あるいは自主自立の精神を持っているとともに、地道な不断の努力を行う、そういう小規模企業ならではの強みを応援する。そのことで持続的、したたかに発展していくという小規模企業の理想像を理念に描いています。

それとともに、8つの基本方針を上げ、小規模企業の特性を生かして、その置かれた状況で、県内の各地域で本領を発揮していただくと。一つのキーワード、条例の本文には書いていませんけれども、スモール・バット・ストロングと。小さいけれど強い企業を理想の姿としてこの条例の中では描いていきたい、求めていきたいと考えています。

具体的には4ページで、条例の骨子案ですが、申し上げた③基本理念で、自主自立の精神を持ち、努力を続けるということ。それと、このあたりが一番小規模企業の特性と考えていますが、潜在的なニーズを大手以上に機敏に捉えられると。発想の自由さというところが小規模企業の強みではないかと考えています。大手の、どちらかというと固定的な観念よりも、小規模企業の自由な発想、それが独自の商品、サービスを生み出すのではないかとこの特性を考えています。それと、地域に密着したという観点もありますが、そういう特性を最大限に生かすための環境整備を行っていくことを基本理念に置いています。

⑤小規模企業者の努力等を挙げています。小規模企業自身のこととともに、小規模企業支援団体の役割も挙げています。例えば商工会や商工会議所、あるいは中小企業団体中央会、加えて、金融機関も一つの小規模企業の支援団体と捉えています。そういった支援団体もしっかりと小規模企業の振興に取り組んでいただきたいということも条例に盛り込む形で検討しています。

5 ページに具体的な政策につながる 8 つの基本方針を挙げています。この 8 つの方針に基づいて小規模企業の実際の具体的な政策を展開していくと考えています。

8 つを一つひとつ申し上げますと、1 番目が小規模企業全般の話で、その成長発展、持続的な発展に必要となる情報を体系化して広げていくと。こういう形で強みが発揮できますという経営の一つのモデル、お手本を普及させていくことが全般の考え方です。

2 番目の販路拡大が小規模企業にとっては一番高いハードルだと思います。新しい販路をなかなか開けないという課題に対して、商談機会の確保や販路拡大、海外も含めて支援を行っていきます。

3 番目は、当然のことですが、付加価値の獲得で、独自の発想に基づく商品、サービス、に磨きをかけ、それがひいては消費者に評価をいただくような取り組みを進める。

4 番目は、人材育成で、何とんでも、小さい企業からこそ人材の育成が不可欠で、そういう経営力を備えた経営者、あるいは後継者といった人材の確保を進めていくことを掲げています。

5 番目は、創業で、全くないところから新しい事業を興していくということも、初期段階は小規模の企業ですので、女性、青年、高齢者と、年齢、老若男女にかかわらず、創業の促進を図るという考え方です。

6 番の資金供給は言わずもがなですが、円滑な資金供給を進めていく、資金需要にしっかりと対応していくということです。

7 番目のまちづくりは、主に商業という点で、地域のまちづくりです。市町村やまちづくり会社と連携した商業の活性化という取り組みを広げていくとともに、さらに主体を広げていき、連携協働を規定していきたいと考えています。

8 番目が、今盛んに国でも話題になり、県でも取り組んでいる働き方の改革です。人を大切に経営、少ない人材で、事業をもとに競争に打ち勝っていくということで、小規模企業の財産である人材が存分に活躍できるように取り組みを進めるということを挙げています。

この 8 つの項目が条例の一番の肝の部分で、この条例案のもとにしっかりとしたその来年度の新しい取り組み案を組み立ててまいりたいと考えています。

6 ページ、今後の予定ですが、現在パブリックコメントを開始しており、約 1 カ月間を予定しています。中小企業振興対策審議会を今月下旬に開き、有識者、関係団体の方々から意見を経て、パブリックコメント、審議会のご議論を集約した後、2 月定例県議会に上

程して、議員の皆様方のご審議をお願いしたいと考えています。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○福谷農林部長 続いて、農林部からの報告事項についてご説明します。

奈良県農業振興地域整備基本方針の改定については、平成27年12月に国の農用地等の確保等に関する基本指針が改定されたことに基づき実施するものです。県の基本方針には、確保すべき農用地等の面積目標や基盤整備、担い手の育成、確保など、農業振興地域における基本的な事項等を定めるものとされています。市町村が定める農業振興地域整備計画の基準となるものです。

農業振興地域制度は、総合的に農業の振興を図ることが重要であると認められる地域について、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。

そういったことを踏まえ、今回の改定に当たっては、確保すべき農用地等の面積の目標に、荒廃農地の発生抑制や、再生に向けた（仮称）特定農業振興ゾーンの設定や工業ゾーンの創出など、奈良らしい農業の振興と企業誘致による雇用の場の確保など、地域振興に資する土地利用調整に向けて、農地マネジメントの推進を図る取り組みに関する県独自の考慮すべき事由を反映させているところです。

平成26年現在の奈良県の農用地区域内の面積は15,548ヘクタールとなっています。これに趨勢や施策効果並びに県独自の考慮すべき事由を反映した結果、平成37年度の農用地区域内の面積目標を14,745ヘクタールとしているところです。今後はパブリックコメントを実施した後、農林水産大臣との協議を経て、平成28年度内の改定を予定をしています。

以上が農林部の報告事項です。よろしくご審議申し上げます。

○松尾委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めた質疑があればご発言をお願いします。

○今井委員 （仮称）奈良県小規模企業振興基本条例については、奈良県として大変大事な条例ではないかと思っています。絵に描いた餅にならないように、毎年、定期的にどこまで実践できているか、実際の小規模事業者がどんなことで困っているかなど、そういうものをしっかり受けとめるような審議会や委員会などをぜひ設置して、こうした方針がきちんと行き渡る仕組みづくりをしていただきたいと思います。と要望します。

それから、奈良県農業振興地域整備基本方針の点ですが、ここで10年後の農地の奈良

県の面積などが示されています。

1点お伺いしますけれども、この間、奈良県の農地が減ってきている、それを将来も同じように減るだろうという想定のもとに出されている数字なのかどうか、お尋ねをします。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 委員のご質問にお答えします。

報告事項資料1「奈良県農業振興地域整備基本方針の改定について」の2ページに、委員がおっしゃったとおり、平成26年が15,548ヘクタール、10年後が14,745ヘクタールと目標設定したいと考えているところです。荒廃農地が出て減っていくだろうということについては、アの299ヘクタールの減がトレンド部分と書いていますが、過去のトレンドから一定の決まった数式でこう定めると、国から算出の仕方も定められているところです。まさに委員がおっしゃったとおり、この部分はトレンドで数式的に出ています。奈良県の農家は、他府県と比べても耕作放棄地率が非常に高いですし、新規就農者、担い手の確保ももっと力を入れていかなければならないという意味でも、奈良県行政が努力して達成していければと思っています。もちろん行政や関係者が努力をしなければ、もっと数字は、農地は減っていってしまうと認識しています。以上です。

○今井委員 小坂農林部次長から言っていただきましたけれども、過去の耕作放棄地のふえ方と、今後10年間のふえ方を考えたときに、全国で一番高齢化が進んでいる県で、他府県と比べ物にならないぐらいの耕作放棄地が出てくる可能性があるのではないかと大変感じています。鳥獣被害の問題もありますし、米価にしても、それで採算がとれる状況ではないという、いろいろな課題があって、奈良県のこの農用地が決まっていくと思っているわけですが、いろいろな言っても、農用地の7割を田んぼが占めています。そして、つくっている作物で一番多いのは、やはりお米ですので、このお米をどうするかという対策が大変大事だと思っているわけです。きょうの奈良新聞に、曾爾村の曾爾米ブランド化協議会で生産したコシヒカリが、米・食味分析鑑定コンクール国際大会で特別優秀賞をもらったという大変うれしいニュースが載っていました。ここでは、いろいろな努力をされており、栽培別部門、水田環境特Aということで、大変期待をされています。今、柿やイチゴなどのブランド化については力を入れていますが、奈良県のお米について、私はもっと力を入れてしてほしいという希望を持っています。

調べていましたら、少し古い資料でしたけれども、平成16年に農業技術センターの県の研究員がまとめている、流通業者の奈良県産米の評価がありました。これは奈良県に事

務所を置く米穀卸売業にアンケートをとっているわけですが、49の業者のうち48が回答し、県産米を扱う理由が、地元のものだから、品質と価格のバランスがいいからという回答があり、外食産業向けの業務用の販売量の多い業種で、品質と価格のバランスがよいことを大変評価をしている。今後とも奈良県産米を購入するかどうかについては、現状並み及び購入量が増すという回答が全体では7割を超えて、卸の段階では購入量が減るという見方はないと出ていました。地元の人には奈良県のお米を食べたいと思いながら、実際にはそれだけの量の生産がないのが現状ではないかと考えているわけです。

お米の問題はもっと言いたいのですが、このあたりにしておきますが、とにかく国の計画でも、奈良県のお米をまた減らすという目標なども出ていますが、まず主食である米というものをもっと力を入れていただきたいとお願いしたいと思います。

それから、広陵町でもお米つくっている農家がもう数件になってしまって、つくれなくなっているところがつくっているところをお願いをして何とかやっているという状況が出ているのですが、これまでは自分のところの分だけで、知った方に販売をして、そのあたりで回っていたのが、量が多くなりますと、実際に農協などに出しても価格が安いので、学校の給食などに使えないだろうかというお話もいただいたのです。今、学校給食の場合に、奈良県産のお米を使っているのですが、全部ブレンド化されているので、広陵町の給食には広陵町でできたお米が使われているという状態ではないと思うのです。そうした地元でできたお米を地元の給食で使うことが可能になるのかどうかお尋ねをしたいのと、県で平成29年度の要望事項に、地産地消の食材の財政支援と、協議会をつくらなくても第6次ネットワークの活動交付金が実施できるような要件の緩和が上がっていましたけれども、こうした要望を上げられた背景はどういうことがあるのかをお尋ねをします。

○辻本マーケティング課長 2点ご質問がありました。

1点目の、地元のお米を地元で学校給食にということについては、基本、給食の食材については学校給食会が取りまとめてやっていると聞いています。そちらでまず問題提起をやっていただかないといけないと考えています。

もう1点、国の6次産業化ネットワーク活動交付金の件ですが、平成27年度は国の地方創生交付金を活用して、県内の農産物、加工品を活用した学校給食への提供に経費を支出していました。今年度はそれにかわり、国の6次産業化ネットワーク活動交付金を活用して給食の地産地消にも取り組めるとなっているわけですが、この取り組み

の要件として、6次産業化等に関する協議会を市町村ベースで設立しなければならないということと、その協議会の中で、戦略策定が必要になります。これに関しては、本年2月に市町村に対してその概要を周知しており、10月にも市町村説明会を開催して、県内市町村の学校給食担当部局に対して改めて案内をしたところですが、この協議会の設立と戦略策定が、市町村にとっては高いハードルになっているのではないかとということで、市町村がより取り組みやすいように事業採択に係る要件の緩和を政府や国に対して要望しているところです。以上です。

○今井委員 この事業になる前の、中学生でしたら1回60円の補助金で地産地消の学校給食の事業があり、皆さんからとても使いやすかったという声が出ていますので、ぜひ実態に見合った補助金にさせていただきますようお願いしたいと思います。

それから、これはどこになるのかわからないのですが、10月に島根県の土木部長が、奈良県大峰山系の弥山の下山途中に登山道から滑落し、13日ぶりに救助をされたというニュースが皆さんの記憶にあるかと思います。13日間湧き水を飲んだだけで何も食べていなかったということで、10月9日に山に入って22日に発見されたということですが、この時期の大峰山は大変明け方は冷え込み、持っている服を全部着て寒さをしのいだ。救助前日に最後の力を振り絞って崖を登って登山者に助けを求めたというニュースを見ました。

このニュースを見て、よその水だったら助かったのかなと感じました。大峰山のその弥山の水というものの持つパワーがあるのではないかなと、これは勝手な思いですが、思いまして、もしそうしたことが検証されていくのであれば、これからどこも防災のための水の備蓄がされていくわけですので、奈良の売り込むものの一つになるのではないかなという思いをしました。

これについては、どこが担当かよくわかりませんが、一回そうした観点でもう一度この弥山の水の持つパワーをどこかで検証していただけないかと思うのですが、どなたに伺ったらいいのでしょうか。産業・雇用振興部でしょうか。農林部ですか。

○松尾委員長 島根県の土木部長を呼ばなければなりませんね。

○福谷農林部長 恐らくこのメンバーの中で所管はないとは思いますが、ただ、水のことですので、水と農業は非常に密接に関係があるということで、私からお答えをさせていただきます。お答えというか、確かにこれも委員方もご承知のように、奈良県には名水がいろいろなところにあります。いろいろな成分を持っています。直接的には関係の

ない話になりますが、日本はもともと地下水が軟水であると。それで入れたお茶、大和茶もおいしいということも聞いていますので、水の成分がどうなのかということは非常に重要なポイントだと思います。

委員がおっしゃった、その大峰の弥山の水がどういう成分なのかは、恐らく所管は景観・環境局になろうかと思しますので、その点は限定をせずに、そういうご意見があったということは関係部局には周知をして応えていくようにしたいと思います。以上です。

○今井委員 あれだけ全国的なニュースになり、皆さんの記憶にあることですので、ぜひ調べていただき、そうした価値があるものであれば、県としてぜひ取り組んでいただきたいと要望して、終わります。

○松尾委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本共産党は反対討論されますか。

○今井委員 反対討論をします。

○松尾委員長 では、議第93号中、当委員会所管分については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本日はこれをもちまして委員会を終わらせていただきます。